

議案第26号

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年備前市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第26号参考資料

備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に<u>関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>